

---

# 「成年後見制度の明日」

---

## ～法の日週間に寄せて～

東京家庭裁判所立川支部長（判事） 岸 日出夫

成年後見制度は、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な方々の権利利益を法的に保護するための制度ですが、少子高齢化社会の進展などを背景に、平成12年4月、介護保険制度の開始とともに、ノーマライゼーションの観点を導入した新しい制度になりました。

以後、国民の寿命伸長に伴う認知症患者の増加により、制度利用者の累積的増加レベルは予想を上回っていますが、今後この傾向は益々顕著なものとなるでしょう。一方、障害を持つ人も健常者と共に支え合う社会を目指そうという風潮が高まり、政府を先頭に様々な取組が行われています。このように、成年後見制度のニーズは、高齢者認知症患者の増加と障害者支援社会の進展に伴い、一層高くなっていくものと思われます。

ところが、新しい成年後見制度を運用していく中で、実務上の問題が生じてきました。一つは、制度の不正利用の問題です。本来、利用者本人の利益保護のための制度であるにもかかわらず、主として親族等の成年後見人が本人の財産を横領するなどの不正事案が後を絶たず、社会問題化したのです。制度を必要とされる方々に安心して制度上の利益を享受してもらうためには、不正は徹底的に防止していかなければなりません。そこで、家庭裁判所は、財産管理の専門的知見を有する、弁護士、司法書士等の専門職に積極的に関与してもらい、未然に不正行為を防止しようとするとともに、本人の日常生活に必要な金銭を成年後見人等に管理させ、通常

使用しない財産は信託銀行等に信託し、裁判所の指示なくして払戻し等ができない「後見制度支援信託」という仕組みを作りました。これらの方策により、不正事例は顕著に減少しつつあります。

もう一つの実務上の問題は、家庭裁判所と福祉行政機関等との二元的な関わりに起因する、利用のしにくさという点です。つまり、成年後見制度利用者の多くは福祉サービスを利用していますが、福祉の主体である行政機関やその周辺機関等はあくまで行政的なサービスの提供という視点で関与するのに対し、裁判所は専ら成年後見人等の選任の適否や選任後の権限行使のコントロールという司法機関としての視点から関わってきており、機関相互の理解共有と連携ができていなかったのです。ここに成年後見制度の使い勝手の悪さを感じる一つの原因があると考えられました。そこで、家庭裁判所も、本人に制度のメリットを感じてもらえるよう、地域機関の一員として福祉に関係する自治体や専門職団体と連携をとり、成年後見制度の利用を検討する時点から後見等の開始に至るプロセスのみならず、後見等開始後も本人の状況の変化に応じて相互にアセスメントを行うなど、本人に対する支援を継続することにしました。地方自治体との連携等はまだまだ緒に就いたばかりですが、利用者目線で制度運用に取り組んでいけば、いずれ法の趣旨に近づくことができるのではないかと思います。

明日の成年後見制度が、真に利用者のために機能するものであることを願っています。